

第4回 京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会 (議事要旨)

日時：平成17年10月31日(月)
14:00～15:45
場所：ビオトーププラザ
(ATCビル)

1 開会

2 挨拶

内閣官房都市再生本部事務局次長(以下、座長)より挨拶。

都市再生本部事務局(以下、事務局)より、率直な意見交換を担保するため、協議会は非公開、また、第2回フォローアップ・レポートと議事要旨は公開とし、後日当方のホームページに掲載する旨説明し、了承。

3 委員紹介、資料確認

4 協議会設置要綱の改正

事務局より、以下2点に伴う協議会設置要綱(改正案)について説明し、了承。

- ・新たに環境省近畿地方環境事務所長を協議会委員に追加すること
- ・組織変更に伴い協議会及び検討会委員の名簿を変更すること

5 関係者における取組状況の報告

九府県市(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市)及び関係各省(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)より、本年度実施施策の取組状況等を報告。

委員からの主な取組状況の報告(フォローアップ(案)の記載内容を除く)は以下のとおり。

産業廃棄物関連

- ・下水道の普及率向上により下水汚泥が増加しており、再生利用に取組んでいる。
- ・これまでの取組により廃棄物排出量については一定の減量化が図られつつあるが、依然、大量の廃棄物が排出され、廃棄物のリサイクル率が他地域に比べ低い状況にあることから一層の発生抑制、リサイクルの推進による最終処分量の減少の取組を進める。
- ・産業廃棄物の不法投棄に関しては、監視センターを設置し、監視と指導を実施している。
- ・産業廃棄物税を活用して、排出事業者に対するゼロエミッションセミナーの開催や環境コンサルタント費用の助成などの取組を行っている。

一般廃棄物関連

- ・ごみ減量と資源化に向けて、容器包装リサイクル法による対策、生ごみ対策が重要であり、取組を進める。
- ・発生抑制と再生利用率を高めることを重点に取組を進める。
- ・一般廃棄物の事業系ごみの減量化が進んでおらず、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者への減量指導等を市町村に対して働きかけていく。
- ・ごみの減量に向けて、「つぐらない」「増やさない」「捨てない」のごみの3ない運動を

推進する。

- ・リサイクルとともに発生抑制に対する住民の意識の醸成に努める。
- ・地球温暖化と一体の取組として、エコファミリーの募集や啓発パンフレットを作成している。
- ・家庭ごみについて有料指定袋制の導入に向けて取組を進める。

6 施策の進捗状況の点検（第2回フォローアップ）の審議・了承

各委員から報告していただいた取組を事務局にて概括的に整理・取りまとめを提案後、審議。その後、第2回フォローアップ（案）を了承。

7 その他 今後のスケジュール等

事務局より、来年度のフォローアップ協議会の開催については、自治体打ち合せ会事務局の大阪府及び関係府省と調整のうえ連絡することを説明。

8 閉会

以 上